

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年4月2日
【会社名】	株式会社ジーエヌアイグループ
【英訳名】	GNI Group Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号
【電話番号】	03(6214)3600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役代表執行役CFO トーマス・イーストリング
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号
【電話番号】	03(6214)3600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役代表執行役CFO トーマス・イーストリング
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2018年3月29日開催の当社第17期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2018年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

資本金の額10,267,609,152円を3,389,610,737円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振替、減少後の資本金の額を6,877,998,415円とする。資本金の額の減少が効力を生ずる日は2018年5月6日とする。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

資本準備金の額10,227,609,149円を3,389,610,736円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振替、減少後の資本準備金の額を6,837,998,413円とする。資本準備金の額の減少が効力を生ずる日は2018年5月6日とする。

第3号議案 剰余金の処分の件

第1号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少及び第2号議案「資本準備金の額の減少の件」における資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち6,779,221,473円を繰越利益剰余金に振り替えることで欠損補填を行う。これによって、当社の欠損金（繰越利益剰余金の欠損残高6,779,221,473円）が解消されることとなる。

第4号議案 株式の併合の件

イ 株式併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株につき1株の割合で併合

ロ 株式併合の効力発生日

2018年7月1日

ハ 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

30,000,000株

第4号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、株式併合の割合を3株につき1株とし、株式併合の効力発生日における発行可能株式総数を88,880,000株とするよう修正動議が提出された。

第5号議案 定款一部変更の件

株式の併合に伴い、発行可能株式総数と単元株式数を変更する。

第6号議案 取締役7名選任の件

取締役として、イン・ルオ、トーマス・イーストリング、佐藤博之、指輪英明、リウエン・ウ、ワンショウ・グオ、郡高秀を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)	
					可決	賛成割合(%)
第1号議案 資本金の額の減少の件	75,006	5,760	501	(注)1.	可決	83.93
第2号議案 資本準備金の額の減少の件	74,980	5,786	501	(注)1.	可決	83.90
第3号議案 剰余金の処分の件	75,012	5,754	501	(注)1.	可決	83.94
第4号議案 株式の併合の件	63,599	17,174	494	(注)2.	可決	71.17
第5号議案 定款一部変更の件	64,716	16,057	494	(注)2.	可決	72.42
第6号議案 取締役7名選任の件						
イン・ルオ	72,346	8,435	486		可決	80.95
トーマス・イーストリング	70,048	10,733	486		可決	78.38
佐藤 博之	71,083	9,698	486		可決	79.54
指輪 英明	70,373	10,408	486	(注)3.	可決	78.75
リウエン・ウ	70,729	10,052	486		可決	79.14
ワンショウ・グオ	69,429	11,352	486		可決	77.69
郡 高秀	70,839	9,942	486		可決	79.27

(注)1. 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 第4号議案については修正動議が提出されたが、原案が会社法上適法に可決され、修正動議は成立する余地がなく否決されたものとして取り扱ったため、修正動議に関する議決権の数は集計していない。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上